

『増鏡』の非政治的記事について

——皇位継承史的性格の考察——

福田景道

『増鏡』の基幹には皇位継承史の構想がある。それに即応して、『増鏡』の有力皇族は一律に天皇位や天皇家の惣領権（家長権）を希求する。一方、先行歴史物語の中心だった上級貴族は皇位継承者の人選に対する影響力を失い、皇位継承過程に翻弄され、天皇家惣領の権勢に従属するだけの存在にとどまっている。また、新時代の主役として台頭した武士階級も皇位継承者決定の一要因として機能するに過ぎない。つまり、『増鏡』の世界では、天皇家内部で自律的に進行する皇位継承過程を主軸に、その過程の投影としての各治世の実態が宮廷社会全体を巻き込みながら展開していると考えられる。

以上の推論は別稿⁽²⁾において提示したものであるが、すべての記事がこの仮説に無条件に合致するわけではもとよりない。そもそも『増鏡』には多種多様な記事が雑然と混在する印象が強く、それが作品全体の統一的な把握を著しく困難にしているように思われる。主要な出来事がほぼ網羅されるといふ評価⁽³⁾と、記事の選択に偏りがあるという見方⁽⁴⁾とが併存し得るほどである。

主要記事のうち、皇位継承者やその候補者の運命にかかわる出生・元服・立坊・即位・讓位・出家・死去などの精叙は言うに及ばず、それらに付随して浮沈する貴族各門流の諸相は皇位継承過程という機軸に容易に結び付くであろう。ところが、一見ただけでは皇位の帰趨と無関係としか思われない記事もまた少なくない。特に物語的に叙述される恋愛・情事の記事、詳述される行事・儀式の記録などが皇位継承史という枠内に収まり難いのは明白である。地位や身分を超越した異性間の結び付きや宮廷の文化的水準を誇示する盛儀は、皇位や官職をめぐる政治的争闘とは本質的に無縁であったに違いない。これらは松村博司氏が『増鏡』の内実を三大別した中の二要素に相当し⁽⁵⁾、決して無視できるものではない。本稿ではこの種の記事を「非政治的記事」と見なして以下に検討する。

一
第十卷「老のなみ」の後半は、北山准后と呼ばれる西

園寺実氏室貞子の九十賀の描出に費やされる。いかに驚異的な長寿者であったとしても、一女性の私的な慶事が、どの皇室行事よりもはるかに詳しく記録されていることは注目せざるを得ない。後深草・龜山兩院の外祖母、大宮院・東一条院の実母、太政大臣実氏の正室として稀有の幸運に恵まれてはいるが、彼女の生家四条家は大納言を上限とする家柄に過ぎず、皇位との身分的懸隔は絶大なものがある。したがって、この盛典の異常な詳述は皇位継承史構想を認めるに際しての大きな支障になりかねない。

とはいえ、『増鏡』の叙述は賀宴の主催者大宮院（後嵯峨院后妹子、貞子の娘）を中心とする宮廷社会全体の文化水準の顕示に終始する感があり、北山准后本人の姿はほとんど文面に現れていない。上皇や女院が北山第に参集した時点から記述が始まり、前もって行われた家庭内の祝賀は省筆されるのである。皇室中心の描き方と言える。また、ここで最も脚光を浴びるのが大宮院である事実も看過できない。准后貞子は天下の貴顕すべての祖として藤原道長室倫子に譬えられるが、彼女に対する賛辞はそれだけで、以後は大宮院の栄華の称賛に筆が尽くされている。二子と一孫の治世に会った未曾有の幸運が驚嘆され、「いさゝかも御心にあはず思し結ばるゝ一ふしもなく、めでたくおはしますさま、来しかたもたぐひなく、行末もまれにやあらん」(三六九頁)とまで絶賛されるのである。さらに、同じように二帝以上を生み出した穩子・安子・彰子・璋子の実例との比較を通して大

宮院の優越性が説かれる。女院へのこれほどまでの賛美は、資料となった『とはずがたり』などには見られず、『増鏡』が独自に強調するところである。その筆致からは、彼女の栄華は天皇の生母である点に基づくものであって、その勢威によって母貞子の賀宴が盛大に挙行できたという趣意が読み取れる。この盛儀が克明に記録されるのは宮廷社会の健在ぶりを子孫の類まれな繁栄を誇る准后貞子を契機にして立証するためでもあるが、それ以上に姑子の主催した御賀である点によるのではないだろうか。すなわち、ここでは、貴族階級にとどまる貞子ではなく皇族に列する姑子に焦点が合わせられるのである。西園寺妹子という貴族女性ではなく、国母・皇族としての大宮院が重要なのである。

このように考えると、『増鏡』で貴族諸流よりもはるかに天皇家に関心が払われると見る仮説は、貞子・姑子らの女性の扱い方にも見事に当てはまる。そして、この傾向は以下のように情事の描出においてもまた適合すると思われる。

恋愛・情事を中心とする記事は決して少なくないが、そのすべてに皇室関係者が一方の当事者となるのも顕著な特色である。その結果、至尊の血統を受け継ぐ尊貴性に基づいて自ら帝王の后妃となる資格を備える皇女か、情事によって院や帝の后妃になる権利を獲得した女性がいずれかが必ず登場することになる。それぞれの交情が王朝のみやびの伝統が存続する実態を示し、あるいは退

廢的社會相を描いて流転の実相を具現するとしても、后妃とそれに準ずる女性の情事であることだけは否定できないであろう。恋愛・情事は皇子女誕生の前提である点、后妃は皇子の母后となり得る点に留意すると、院・帝・后妃が関与するこれらの記事には皇位継承候補者としての皇胤誕生の可能性が潜在していることにもなり、皇位継承史的構想と密接に関係するはずである。

ここにおいて、まず、后妃と臣下の恋愛・情事の多さが注目される。新陽明門院（近衛基平女位子）は、龜山院妃として重んじられながら松殿兼嗣父子と通じて一女を儲けるが、その記事は語り手の老尼をして「さのみかゝる御事どもをさへきこゆるこそ、物いひさがなき罪さり所なければ、（中略）遠き人の御事は、今はなにの苦しからん」（第十一「さしぐし」三九二頁）と弁明させるほどの異彩を放つ。新陽明門院は宮廷社会の退廃を体現する人物に定位されている。ところが、彼女はすでに皇子誕生記事でも重視されていたのである。龜山上皇の女御となり、院号をうけ、皇子（啓仁親王）を出産し、産養の祝儀を経て皇子に親王宣下があったことがまず特記される（第九「草枕」三五六頁）。続いて、懷妊・繼仁親王の生誕・歩き初め・親王宣下が記されるが、同時に両親王の夭折が明らかにされる（第十一「老のなみ」三六五・三六六頁）。これらの新陽明門院関係記事を一連のものを見ると、屈指の名門近衛家の期待を担った一女性による皇嗣産出が寸前で挫折し、挙げ句の果てに臣下と

の不祥事によって汚名を残すに至る運命の数奇さが湧出するのではないだろうか。これは近衛家の外戚関係締結政策の失敗を示すと同時に、龜山院の尊貴な血を伝流させる一つの経路が閉ざされたことを意味するのではないだろうか。

龜山院妃掬子女王と源有房の恋愛事件（第十一「さしぐし」）にも同様の構図が見いだせる。本来皇胤を生むべき高貴な女性がそれを果たす代わりに臣下との間に御子を儲けてしまふという展開が読み取れるからである。前斎宮愷子内親王が後深草院と情を交わし、院の心が遠のくと西園寺実兼と人目を忍ぶ仲になり、さらには誤解から二条師忠とも関係をもち、出産を経験する経緯（第九「草枕」）も同断であろう。彼女たちはいずれも皇胤を儲ける機会に恵まれながら果たせず、最終的には臣下との不本意な関係に身を委ねるのである。さらに言えば、後嵯峨院の二皇女の死が、臣下の「忍びて」参る行為に基づく「あさましき御事」（懷妊）が生じた故とされる筆致（第八「あすか川」三三五頁、第十一「老のなみ」三六六頁）などにも類似の構図が感得できる。父院に愛育された二皇女は、本来は国母の有資格者なのである。

一方、情事が注目された上で皇位継承者の誕生が告げられる例もある。後宇多帝が堀川具守女基子に密かに通じて後二条帝を誕生させたことは簡略にしか記されないが、「いとやむごとなき御宿世なるべし」と肯定的に承認されている（第十一「老のなみ」三六八頁）。兄公宗に

恋慕された洞院実雄女佶子は西園寺公相女嬪子と亀山帝の寵愛を競うことでも印象深い、結局は実兄の恋情に囚われず、後宇多帝を儲けるのである(第七「北野の雪」)。これらは情事が将来の皇位を決する好例となる。仲恭・四条・後深草帝の各誕生記事における東一条院(後京極良経女立子)・藻壁門院(九条道家女嬪子)・大宮院の生母としての役割も、基子・佶子と類似する面もある。また、入内・立后・御産記事なども、同様に皇位継承史構想の中に位置付けることも可能であろう。亀山院が異母妹憚子内親王・洞院実雄二女をはじめとする多くの女性との間に子女を儲けたという記事が頻出するのも、皇子が皇位継承者になる可能性がわずかでもあったと見なされたためかもしれない。なお、北山准后九十賀で大宮院が主役になるのも後嵯峨院の妻后として皇位継承過程にかかわったからにはかならない。

以上のように、『増鏡』の恋愛記事の多さと詳しさの背景には、皇位継承者誕生の可能性への強い関心が見いだせるのである。しかも、そこに登場する女性が貴族出身者に限定されないことから、皇胤の存在が外戚の地位に結び付く実態よりも、純粹に皇室内部での嗣子決定の有様に重点が置かれるように思われる。これが先行歴史物語に対する『増鏡』の独自性なのである。

『増鏡』の女性は皇位継承への第一段階としての皇子出産に関与しなければ恋物語や盛儀の主人公にはなり得ないという現象は、『増鏡』世界全体が皇位継承過程を機

軸に展開していると仮定して初めて納得できるであろう。

二

北山准后九十賀の記事においては、盛儀の経過の詳述だけでなく、参集した人物の丹念な記載も顕著な特色となる。御賀当日の「両院・御門・春宮・大宮院・東二条院・今出川院・春宮大夫」の出座が列挙的に記され、公卿の列席者として関白兼平以下十七人の呼称が書き連ねられている(三七二頁)。続く遊宴の場面でも数箇所に参加者名の列記が繰り返され、御賀の記事の長さを助長する。しかも、このような列挙形式は『増鏡』全般にわたって見いだせる特色で、叙述の冗漫さが指摘される原因ともなっている。中でも、後嵯峨院五十賀の試案では四十二人の参加が淡々と記され、そのうち二十九の公卿名が完全に羅列される徹底ぶりである(第八「あすか川」三二九・三三〇頁)。

これには『平家物語』の「公卿揃」などの人名列挙の影響が指摘されるが、儀式の壮麗なさまを数量的に実証する役割を見いだしても誤りではないであろう。たとえば、廷臣の列記が省略される際に頻出する「世にあるかぎりの上達部・殿上人仕うまつる」(第五「内野の雪」三〇九頁)、「よき上達部あまた仕うまつらる」(同)、「そのほかの上達部は、例のきらくしきかぎり、残るはすくなし」(第七「北野の雪」三三二頁)などの言辭から見ても、省略されない列挙記事は治天の君のもとに

全貴族・全宮廷が結集する壯觀を誇示する意図に基づくのは明らかである。換言すれば、これらの詳述には、盛儀を主宰した者の権勢の証左としての意義や、盛儀を支えた時代の政権の実力を証明する根拠としての意義が認められる。また、風雅な御幸を繰り返す後嵯峨院について「いさゝかも思し結ばるゝ事なく、めでたき御ありさまなれば、つかうまつる人々くまでも、思ふ事なき世なり。」(第六「おりゐる雲」三一五・三一六頁)と述べられることからは、帝王の感情にまで追従する廷臣の弱体化と、廷臣が完全に統轄される理想的治世が想像されるのではないだろうか。主眼は廷臣ではなく、皇位継承者やそれを基盤に権勢を振るう天皇家惣領に存するのである。

貴族の最高位である摂政・関白にしても、皇位に比してはるかに軽い扱いしかなされていらない。別稿で論じたように、九条道家一門の繁栄の表徴として摂関職が重視されることはあっても、摂関職そのものやその交替に対してはほとんど関心が払われないのである。それどころか、摂関と言えども『増鏡』世界の一般貴族と同等に各治世を彩るための存在に過ぎないと思われる。たとえば、花園帝即位に際して記される鷹司冬平の摂政叙任は「あるべき限りのことども、ふるきにかはらで、めでたく過ぎ行」(第十二「浦千鳥」四〇九頁)という祝辞に連な¹⁹⁾って新帝の治世の予祝に参与すると理解できるであろう。

道家時代の九条家と実氏・実兼を中心とする西園寺家

の二家門は、歴史の現実の投影として、その栄華の有様の叙述にかなり意が用いられている。特に西園寺家の繁栄は『増鏡』著作の契機と見なされる場合があるほどである。¹⁹⁾しかし、この二家が脚光を浴びるのは『増鏡』全編を通じてではなく、あくまでも特殊で部分的な現象と考えられる。一貫して留意される天皇家との差は歴然としていて、そのうえ道家・実氏・実兼らが鎌倉政権の意向を体现する関東申次の地位によって宮廷政治を領導した実態に比べると作品内に占める位置はまだ十分ではないかもしれない。さらに言えば、西園寺家などが関東申次の特権に立脚して皇位継承を左右した事実が看過される点からは、むしろ天皇家に従属するしかない『増鏡』の貴族層の限界が浮き彫りにされるように思われる。鎌倉政権や武家が『増鏡』世界の構成要素とならないのに連動して、それらとの連携に基づく九条家や西園寺家の支配力も叙述の対象から除外されるのである。

たしかに、西園寺家をはじめとする貴族諸家の立場に立って描かれる場面は多い。第五「内野の雪」巻の久仁親王(後深草帝)誕生記事に活写される西園寺実氏一家の期待と喜び、第七「北野の雪」巻の掉尾を飾る世仁親王(後宇多帝)誕生における外祖父洞院実雄らの喜びと西園寺側の失意などはその典型であろう。しかしながら、権勢を誇るはずの西園寺家も与えられた運命を甘受するに終始して、その専権の片鱗さえ見せないのである。貴族中心の『栄花物語』などの影響下にありながら、『増

鏡』では特定の貴族が宮廷社会を主導するさまは無視されて、皇権に従属して運命に翻弄される一面だけが受け継がれ、顕在化している。

以上に見たように、呼称を列挙される宮廷貴族は、歴史的現実においてどんなに権勢を誇っていても、『増鏡』では上皇や天皇の忠実な臣下の役割しか与えられない。

たとえ上皇や天皇を凌駕し、皇位の行方を決する政治力の所有者であっても、作品世界にあっては天皇家中心の盛儀を彩色する存在でしかないのである。

こうして、『増鏡』で行事・儀式が人名列挙によって詳述されるのは理想的治世が維持されることを証明するものであることが想定できる。

各治世の行幸が精叙されるのも天皇の賛美を意図するためであるとも思われる。逆に行幸が記されない天皇は治世が否定的に捉えられているようである。たとえば、後伏見帝の治世が短期間に終わったことは「わづかに三年にて降りさせ給へれば、なに事のはへもなし」と嘆かれるが、続く「此春は、春日の社に御幸などあるべしとて、世の中まだきよりおもしろき事にいひあへりつるに、かいしめりていとさうぐし」の一節によって行幸が実現しなかった点に「はへもなし」の原因がとめられるであろう（第十一「さしぐし」三九七頁）。「春日社に行幸ありしこそ、ありがたきほどいどもつくし、おもしろうも侍けれ」（第一「おどろのした」二五八頁）と、同じ春日社への行幸実現によって順徳朝が美化されるのと

好対照をなす。また、「この御代にも、いみじき行幸ども、ゆゑしき事多かりしかど、年のつもりに何事もさだかならず、月日などおぼろに侍れば、中く聞こえず」（第十一「さしぐし」三九六頁）と省略される伏見帝の治世については、盛事の健在が一応確認されるが、それとともに、この治世を賛美する必要がなかったことも窺知できるであろう。行幸の扱われ方には、『増鏡』における各治世の注目度が反映するのである。こうして、後深草帝・龜山帝・後醍醐帝などの治世が行幸記事によって華美に裝飾されるのは、それらが安定した理想的な治世であったことを強調する意図に基づくと考えられる。後鳥羽院・後嵯峨院らの御幸が多分に詳しく記されるのも事情は同じであろう。

和歌関係記事、特に勅撰集撰進記事が多く、比較的詳しいのも『増鏡』の一特色となっているが、これらには治世の安定を証明する働きが見いだせる⁽²¹⁾。しかも、そこでは二条家・京極家などの貴族主導の和歌活動よりも後鳥羽院・後嵯峨院・後醍醐帝の三人に重点が置かれていて、三帝王を中心とする『増鏡』全体の構想に符合することが指摘されている⁽²²⁾。貴族よりも天皇家が重視され、勅撰集撰進の継続が天皇家惣領の継承過程に連動することも見なせる。また、宗教関係の行事も数多く記載されるが、それらも治世を加護し、皇位継承過程を導くものと捉えられている⁽²³⁾。

このようにして、『増鏡』における各種儀式・行事の

精叙は治世の反映であるとともに治世の未来像を暗示し、皇位継承史構想と密接にかかわると判断できるのである。

三

ところで、十九卷本（流布本）系『増鏡』の固有本文に目を転ずると、そこには明らかに貴族主体の行事が描かれている。その顕著な例となるのは、久我（土御門）家の法華八講と西園寺家の熊野参りの箇所である。まず前者においてはその盛儀が「内の御八講にも劣らず」とまで言われ、祖先の「公務の日なりとも、暇を申してこの八講にあふべし」という朝廷を軽侮する遺言が遵守されるさまが明記されている。否定的な評言を伴ってはいるが、臣下の私的な行事が天皇家の盛儀に勝ることを趣旨とするのはまちがいない。参加者には一門の高官のみが六人列挙され、「殿上人はまして数しらず」と付加されて天皇家の行事と同じ方法で盛大さが強調されるのである（第五「内野の雪」(上)二八八頁）。後者においても「昔のふるき御幸どもにも、ややたちまさる程」と天皇家を凌駕することが明言され、西園寺公経の流れを汲む公卿八人の列記と「殿上人は三十余人侍りけり」の一句が添えられる（同三〇二頁）。久仁親王（後深草）の立太子の記事の光輝が外威の榮華にも目を向けさせたものではあるが、西園寺一門の公卿のみが参集する壮観がたしかに描かれている。いずれも、臣下の家門隆盛が天皇家を超えるほどに賛美されている稀有な場合で

ある。

このほかにも、近衛家の法事、二条家の八講、一条家の結縁灌頂、鷹司家の法事などが略記される。貴族が主催し、皇室がまったく関与しない行事が数多く記載される点に十九卷本の特徴が見いだせるのである。女院が主体となり、かつ皇位継承者（上皇・天皇・東宮など）が一切かかわらない記事も十九卷本に偏在する。これらを重く見ると、『増鏡』が皇位、皇位継承過程を中心に統括できるという仮設は成り立ち難くなるであろう。

ただし、これらの記事はすべて十九卷本特有記事に属するものである。つまり、十九卷本『増鏡』に皇位継承者が関与しない行事が収載される傾向は、十七卷本と異質な本文を有する巻々に関してだけ言えることであって、十七卷本と共通する部分はまだ多く事情を異にすると言わなければならない。したがって、十七卷本に依拠して『増鏡』を把握する場合には、逆に、すべての行事に皇位継承者がかかわるといって一貫性が相対的に抽出できるのである。ここに本稿の要諦がある。

なお、伊藤敬氏らによって近年提起される十九卷本（流布本）原態説は精緻な論証に基づく所説が多く含まれ、看過できるものではない。鎌倉時代の九勅撰集のうち『統後撰集』だけがなぜか記載されない異状を十七卷本が改修された際に生じた欠落と見なすなど、説得力に富む論拠も多い。しかし、十九卷本特有の「煙の末々」

という卷名が他の卷名と命名方法を異にするなど不都合な徴証も見いだされている。⁽²⁶⁾ また、十九巻本では撰関職の叙任を一貫して記す方針があったのが十七巻本に改修されて欠落が生じたとする伊藤氏の見解に対して反証を提示したこともある。⁽²⁷⁾ 両系統をめぐる争点の中には、観点を変えるとまったく異なった結果が得られる場合も含まれているであろう。たとえば、流転史観が顕著に現れる点で十九巻本のすぐれた統一性が指摘されるのに対して、十七巻本の方が統一性において勝るといふ見方も成り立つのではないか。⁽²⁸⁾ 少なくとも、本稿で提唱する皇位継承史的把握方法が正しければ、十七巻本に統一性を認める根拠の一つにはなり得るであろう。⁽²⁹⁾ したがって、仮に十七巻本が改修本であるとすると、問題の二巻だけでなく、全巻にわたって明確な方針をもって改稿されていると考えるべきではないだろうか。あるいは、現存する両系統には直接の関係はなく、もっと複雑な改修の経緯が想定されるべきかもしれない。

四

『増鏡』の非政治的記事は宮廷生活史的性格の主要因となるだけでなく、皇位継承史の性格の形成にも十分貢献している。行事、儀式、情事などの一見皇位継承過程と無縁に見える記事も、実際には皇位中心に形成されており、皇位継承史の構想に基づいて配置されていると考えて支障がない。

『増鏡』の構想の中心に皇位が位置することを示す徴証は多方面から抽出できる。先行歴史物語の主役だった貴族階級も皇位継承過程に呪縛され、天皇家惣領に従属する形でしか『増鏡』世界に登場を許されない点は既述した。本質的に皇位に対立する面をもつ將軍の座も、皇位に準ずるものあるいは皇位を補佐するものと捉えられている。⁽³¹⁾ 先例を超える特異な事例のほとんどが皇位にかかわる。皇位を象徴する三種の神器への関心の強さ⁽³²⁾ から、皇位の至上性を証明する意図が指摘されている。⁽³³⁾

また、皇位が継承される経緯に重点が置かれることが傍証される場合もある。たとえば、かつて述べたように、『増鏡』の基調をなす対照的な二家系を並立させる構図は皇位継承過程においてもっとも鮮明に見いだせる。⁽³⁴⁾ 同趣事象の反復による明暗の対比も同様である。⁽³⁵⁾ 予言記事や先例の操作によって脚色されるのも皇位継承過程であった。⁽³⁶⁾ 皇位の変転に主要な関心が置かれたからこそ後鳥羽院から後醍醐帝までの期間が歴史叙述の対象に選ばれたと思われることも既述した。

以上のことから、『増鏡』では皇位継承過程が極度に重視されていると見なせるであろう。非政治的記事も、それぞれが孤立して独自に宮廷文化を誇示するかに見えながらも、『増鏡』全体の構想上は皇位継承史という機軸の周辺に整然と配備されると考えるべきなのである。

- (1) 黒田俊雄「分裂する天皇家」（同著『蒙古襲来』日本の歴史8、昭40、中央公論社刊）参照。
- (2) 拙稿「『増鏡』の世界―『皇位継承』の意義をめぐって」（『日本文芸論叢』二号、昭58・3）。
- (3) 和田英松「増鏡の研究」（『日本文学講座』三卷、昭9、改造社刊。同著『重修増鏡詳解』八昭10、明治書院刊。『国史説苑』八昭14、明治書院刊。『再録』など。
- (4) 石井順子「増鏡の性格」（『国文』七号、昭32・7）など。
- (5) 松村博司著『歴史物語』（昭36、塙書房刊）初版二七三―二七五頁、改訂版二八八―二九〇頁。
- (6) 『増鏡』（十七卷本）の本文は、時枝誠記・木藤才蔵校注「増鏡」（『神皇正統記・増鏡』日本古典文学大系87、昭40、岩波書店刊）による。
- (7) 木藤才蔵「『増鏡』の構想と叙述」（『国語と国文学』三八卷六号、昭36・6。後に同著『中世文学試論』八昭59、明治書院刊。『再録』参照。
- (8) 木藤才蔵前掲論文（7）、前掲拙稿（2）など参照。
- (9) 伊藤敬著『増鏡考説―流布本考―』（平4、新典社刊）三四二頁参照。
- (10) （7）に同じ。
- (11) 伊藤敬著前掲書（9）三一―三四六頁参照。
- (12) これは『大鏡』で挿話をもって重視される女性が原則として帝・東宮の後妃に限られる点に符号する。ともに
- 皇位継承候補者を産出する存在としての女性に注目しているからではないだろうか。拙稿「『大鏡』「大臣列伝」における栄華の実現―外戚関係と子孫繁栄―」（『日本文芸論叢』一号、昭57・3）参照。
- (13) 臣下との不祥事の前に「初めは御おほえあるやうなりしかど、次第にかれぐなる御事にて、御ひとり寝がちなり。」と亀山院の寵愛が衰えたことが記されて、展開をたすけている（二五八頁）。
- (14) 前掲拙稿（2）参照。
- (15) 木藤才蔵「『増鏡』に及ぼした平家物語の影響」（『国文目白』六号、昭42・2。同著前掲書八7。『再録』参照。
- (16) 拙稿「『増鏡』にみられる宮廷貴族諸流の盛衰―外戚から近臣へ―」（『国語教育論叢』一号、平3・9）参照。
- (17) （16）に同じ。
- (18) （16）に同じ。
- (19) 宮内三二郎「増鏡と西園寺家―増鏡は西園寺家々門史でもある―」（『国語国文薩摩路』一六号、昭47・1。同著『とはすがたり・徒然草・増鏡新見』八昭52、明治書院刊。『再録』など。
- (20) 森茂暁著『鎌倉時代の朝暮関係』（平3、思文閣出版刊）など参照。
- (21) 井上宗雄「『増鏡』と和歌」（山岸徳平他編『大鏡・増鏡』鑑賞日本古典文学第一四卷、昭51、角川書店刊）

など参照。

- (22) 深津睦夫「『増鏡』の勅撰集記事をめぐって」(『皇学館論叢』一五巻四号、昭57・8)。

- (23) 深津睦夫「『増鏡』―王法仏法相依論―」(『国文学解釈と鑑賞』五七巻一二号、平4・12) 参照。

- (24) 十九巻本『増鏡』の本文は、井上宗雄著『増鏡(上・中)』(講談社学術文庫、昭54・58刊)所収の「増補本系本文」による。

- (25) 伊藤敬「続『増鏡』流布本考」(『藤女子大学国文学会雑誌』三一号、昭58・6)、同著前掲書(9)一五三〜一六三頁など。

- (26) 松村博司前掲書(5)初版二八二頁、吉岡幹子「一条冬良と『増鏡』」(『後藤重郎教授停年退官記念国語国文学論集』昭59、名古屋大学出版会刊)など。

- (27) 前掲拙稿(16)。ただし、伊藤氏の前掲書(9)では再び同様の主張がなされていて、拙論と対立する。

- (28) 伊藤敬前掲書(9)など。

- (29) 深津睦夫前掲論文(23)の注に「現存本の形としては十七巻本の方が筋が通っていると思われる」とある。

- (30) 高橋宏幸「増鏡論」(『史料と研究』四号、昭50・6)は、十九巻本系原態説を提唱するものであるが、西園寺家の栄華を強調する十九巻本特有記事については、「偏った記述」と見なし、十七巻本の方に統一性を認めている。

- (31) 前掲拙稿(2) 参照。

- (32) 拙稿「『増鏡』における過去と現在―「先例」の機能

について―」(『島根大学教育学部紀要』二四巻二号、人文・社会科学、平2・12) 参照。

- (33) 佐藤勢紀子「『増鏡』の皇位継承観―三種の神器をめぐって―」(源了圓他編『国家と宗教 日本思想史論集』平4、思文閣出版刊)。

- (34) 拙稿「『増鏡』の基調―二家系対照と明暗循環の構図―」(『文芸研究』一二八集、平3・9)・「『増鏡』と両統問題」(『島根大学教育学部紀要』二五巻、人文・社会科学、平3・12)。

- (35) 拙稿「『増鏡』の構想に関する一考察―同趣事象の反復と明暗反転―」(『菊田茂男教授退官記念 日本文芸の潮流』平5、桜楓社、刊行予定)。

- (36) 拙稿「『増鏡』の予言記事をめぐって」(『島根大学教育学部紀要』二六巻、人文・社会科学、平4・12)および前掲拙稿(32) 参照。

- (37) 拙稿「歴史物語の系譜と『増鏡』―継承性と自律性の観点から―」(『島大国文』二〇号、平3・12)・「『増鏡』と隠岐」(『山陰地域研究』八号、伝統文化、平4・3)。

(本学助教)